

医師の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

1、医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) ICカードによる打刻および出席簿による勤務時間の把握
- (2) 育児休業・介護休業の取得率の把握
- (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会の開催
 - ・開催頻度：年2回
- (4) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画
 - ・計画の策定
 - ・職員に対する計画の周知
- (5) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開
 - ・院内掲示及びホームページにて公開

2、医師の負担の軽減及び処遇の改善に関する具体的な取組内容

- (1) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担
 - ・入院の説明の実施
 - ・服薬指導
 - ・静脈採血等の実施
 - ・検査手順の説明の実施
- (2) 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保
- (3) 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用